



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

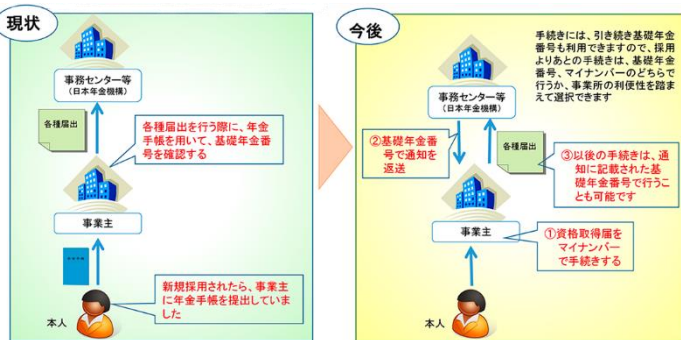
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:戸崎



社会保険手続きに関するマイナンバー利用について

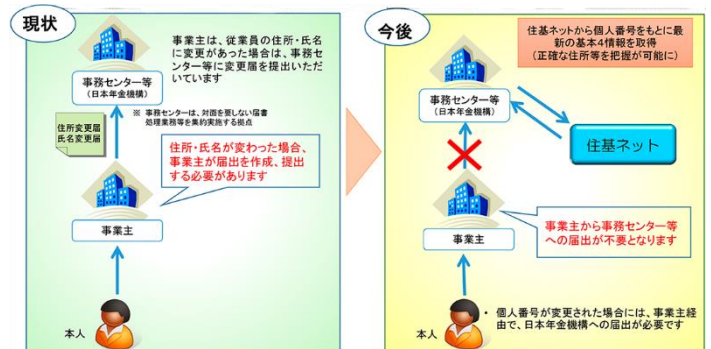
平成30年3月5日から、これまで基礎年金番号で行っていた厚生年金保険の手続きが、マイナンバーで行えるようになりました。今回のあおぞらレターでは、マイナンバーを利用した場合の社会保険や雇用保険手続きの変更点について、ご案内いたします。

1.採用時の基礎年金番号の確認が不要となります



健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届にマイナンバーを記載いただくことで、基礎年金番号の記載が不要となり、住所の記載も省略できます（船員保険の被保険者を除く）。

2.本人の住所・氏名変更時の届出を省略できます



マイナンバーを記載した届出をしておけば、住所や氏名変更の手続きが不要です。しかし、マイナンバーの登録が無い被保険者、海外居住者および短期在留外国人等については、引き続き住所変更等の手続きが必要となります。

3.社会保険の届出様式が変更になります

個人番号欄の追加と同時に以下の変更があります。

- これまでの様式は、縦型、横型が混在し、大きさが統一されていませんでしたが、今後は主要な届出について、A4縦型に統一されます。
- 被扶養者(異動)届と3号届を統一し、1枚の届書とします。さらに、厚生年金適用関係の届出(資格取得、算定届等)に関して、被保険者に関する届出と70歳以上被用者に関する届出の様式が統一されます。

様式変更となる主な届書

※こちらの届書以外にも、育児休業、産前産後休業の申出等変更となる届書があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

旧届書	新届書
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当届	⇒ 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届/厚生年金保険 70歳以上被用者該当届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届	⇒ 健康保険 厚生年金保険 被保険者資格喪失届/厚生年金保険 70歳以上被用者不該当届
・健康保険 被扶養者(異動)届 ・国民年金 第3号被保険者関係届	⇒ 健康保険 被扶養者(異動)届/国民年金 第3号被保険者関係届 ※複写様式から単票様式に変更となります。
・健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届	⇒ 健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届/厚生年金保険 70歳以上被用者賞与支払届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届	⇒ 健康保険 厚生年金保険 被保険者月額変更届/厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届
・健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届 ・厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届	⇒ 健康保険 厚生年金保険 被保険者算定基礎届/厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

4.雇用保険の届出の際にも、マイナンバーの提出を求められます

平成30年3月30日公布・施行予定

今後、日本年金機構との個人番号を介した情報連携が開始されることを踏まえ、これまで個人番号の届出がない雇用保険被保険者については、その被保険者に係る一定の届出又は手続(転勤届等)の際に、個人番号登録届の提出が求められることとなりました。

■従業員の方からマイナンバーを取得する際は、事業所においてマイナンバー法に基づく本人確認が必要です。
本内容に関する詳細は以下をご覧ください

- 厚生労働省年金局・日本年金機構 年金分野でのマイナンバー制度の利用について
<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201802/2018022001.files/04.pdf>
- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(案)について
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000170717>



その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277